大阪弁護士会アウトリーチ事業 犯罪被害者派遣弁護士制度



~あなたを一人にしない 弁護士があなたのもとへ~

- 大切な方を殺害されたご遺族や、性被害の被害者などの重大な被害を被った犯罪被害者は、心理的な ショックから外に出るのも困難な状況となっていることが多いです。
- このような状況では、弁護士に相談に行くこともままならず、孤立感を深めやすく、『手続きがどの ように進んでいるのか』『自分のプライバシーの保護はどうなっているのか』『被害に対する賠償は どうなるのか』など、**支援が必要なのに自分で行動することが困難**な場合、大阪弁護士会犯罪被害者 支援委員会に所属している弁護士が病院や警察など、被害者が『ここなら大丈夫』と思える**場所まで** 出向き、相談に応じる制度です。

【制度の概要】

派遣対象者 ○犯罪被害者及びその同居する親族(以下「犯罪被害者等」といいます。)

○窃盗、詐欺等の財産犯は除きます。

○事案の内容等により、派遣をお断りさせていただく場合があります。

犯罪被害者等が大阪弁護士会担当事務局に電話で行います。 派遣要請方法

犯罪被害者等との |犯罪被害者等が指定する場所(大阪府下に限定します。)

而談場所

派遣要請受付期間 平成28年10月3日以降の平日午前9時から午後4時まで

(土日祝日を除きます。)

弁護士費用負担 無料

交诵費等実費負担 無料

面談時間 おおむね1時間を目安とします。

無料の派遣回数は1回となります。(以降は、派遣弁護士と相談) 派遣回数

【制度のイメージ】

犯罪被害者等から大阪弁護士会担当事務局に電話により派遣を要請していただきますと、その日を 除く2営業日以内に、派遣される弁護士(派遣弁護士)から犯罪被害者等へ電話をし(コールバッ ク), 訪問日時・場所を決定し、その後、当該訪問日時・場所に、派遣弁護士が伺います。

大阪弁護士会アウトリーチ事業

犯罪被害者派遣弁護士制度



~あなたを一人にしない 弁護士があなたのもとへ~

【相談の流れ】

電 話

大阪弁護士会へ電話

電話番号 06-6364-1227

(派遣要請専用ダイヤル)

平日午前9時から午後4時(土日祝日除く)

電話をかけた当日

を除く2

営業日以

内にコー

ルバック

聞き取り

はじめに事案の概要を簡単に 聞き取ります。 ・ご利用いただける方

犯罪被害者及びその同居する親族

窃盗, 詐欺等の財産犯は除きます。

コール バック 派遣弁護士より電話をかけ、訪問日時等を決定します。

相談

指定相談場所で、相談開始

指定相談場所は、大阪府下に限定します。 面談時間は、おおむね1時間程度で 無料の派遣は1回です。

- ・被害届はどうしたらいいの?
- ・プライバシーはどうなるの?
- ・被告人に対する気持ちを言いたい。
 - ・損害賠償を求めたい。
 - ・弁護士に依頼したい。

大阪弁護士会犯罪被害者支援委 員会の委員が相談に応じます。



